

# 資料編

## 開示項目の概要

信用金庫法施行規則等に基づき、開示が必要とされる各項目については、本誌中の以下の頁に記載しております。



2022年度新入職員入社式(2022年4月1日 新型コロナウイルス対策として、2回に分けて開催。※撮影時のみマスクを外しました)

### 単体(信用金庫法施行規則第132条等に基づく開示項目)

#### 1.金庫の概況及び組織に関する事項

(1)事業の組織	69
(2)理事・監事の氏名及び役職名	69
(3)会計監査人の氏名又は名称	36
(4)事務所の名称及び所在地	69~70

2.金庫の主要な事業内容	24
--------------	----

#### 3.金庫の主要な事業に関する事項

(1)直近の事業年度における事業の概況	5~7
(2)直近の5事業年度における主要な事業の状況	41
①経常収益	41
②経常利益	41
③当期純利益	41
④出資総額及び出資総口数	41
⑤純資産額	41
⑥総資産額	41
⑦預金積金残高	41
⑧貸出金残高	41
⑨有価証券残高	41

⑩単体自己資本比率	41
-----------	----

⑪出資に対する配当金	41
------------	----

⑫職員数	41
------	----

#### (3)直近の2事業年度における事業の状況

##### ①主要な業務の状況を示す指標

ア.業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、 コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	41
---	----

イ.資金運用収支、役務取引等収支及び	41
--------------------	----

その他業務収支	41
---------	----

ウ.資金運用勘定並びに資金調達勘定の	41
--------------------	----

平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	42
-------------------	----

エ.受取利息及び支払利息の増減	42
-----------------	----

オ.総資産経常利益率	42
------------	----

カ.総資産当期純利益率	42
-------------	----

##### ②預金等に関する指標

ア.流動性預金、定期性預金、その他の預金の平均残高	43
---------------------------	----

イ.固定金利定期預金及び変動金利定期預金 及びその他の区分ごとの定期預金の残高	43	6.報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は 財産の状況に重要な影響を与えるものとして 金融庁長官が別に定めるもの	40
③貸出金等に関する指標		7.退職給付会計に関する事項	40
ア.手形貸付、証書貸付、当座貸越し及び 割引手形の平均残高	43	※直近の事業年度における財務諸表の正確性、及び財務諸表作成 に係る内部監査の有効性を確認した旨の代表者署名	36
イ.固定金利及び変動金利の区分ごとの 貸出金の残高	43		
ウ.担保の種類別の貸出金残高及び 債務保証見返額	44		
エ.使途別の貸出金残高	44		
オ.業種別の貸出金残高及び 貸出金の総額に占める割合	44		
カ.預貸率の期末値及び期中平均値	42		
④有価証券等に関する指標			
ア.商品有価証券の種類別の平均残高	45		
イ.有価証券の種類別の残存期間別の残高	45		
ウ.有価証券の種類別の平均残高	45		
エ.預証率の期末値及び期中平均値	42		
<b>4.金庫の事業の運営に関する事項</b>			
(1)リスク管理の体制	21~22	1.子会社等の概況に関する事項	70
(2)法令遵守の体制	18	2.直近の2連結会計年度における財産の状況	
(3)中小企業の経営改善及び地域活性化のための 取組状況	8~17	自己資本の充実の状況について金融庁長官が 別に定める事項(連結自己資本比率)	54~57 58~60
ア.「金融仲介機能のベンチマーク」に関する開示	11~15		
イ.「経営者保証に関するガイドライン」への取組み	13		
(4)金融ADR制度への対応	64		
<b>5.金庫の直近の2事業年度における財産の状況</b>			
(1)貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	35~39	<b>自己資本の充実の状況について金融庁長官が 　　別に定める事項(バーゼルIII)</b>	
(2)金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び①から④の 合計額		<b>I.単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の 　　開示事項</b>	
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権	7	1.自己資本の構成に関する開示事項	47
②危険債権	7	2.定量的な開示事項	
③三月以上延滞債権(貸出金のみ)	7	(1)自己資本の充実度に関する事項	48
④貸出条件緩和債権(貸出金のみ)	7	(2)信用リスクに関する事項	49~50
⑤正常債権	7	(3)信用リスク削減手法に関する事項	51
(3)自己資本の充実の状況について		(4)派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項	51
金融庁長官が別に定める事項	47~53 58~60	(5)証券化エクスポートに関する事項	52
(4)次に掲げるものに関する取得価額又は 契約価額、時価及び評価損益		(6)出資等エクスポートに関する事項	52~53
①有価証券	45~46	(7)リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポートに関する事項	53
②金銭の信託	46	(8)金利リスクに関する事項	53
③第102条第1項第5号に掲げる取引	46	(9)オペレーション・リスクに関する事項	53
(5)貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	49		
(6)貸出金償却の額	50		
(7)金庫が信用金庫法第38条の第2第3項の規定に基づき 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について 会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	36	<b>II.連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度 　　の開示事項</b>	
		1.自己資本の構成に関する開示事項	54
		2.定量的な開示事項	55~57
		<b>III.定性的な開示事項</b>	58~60
		<b>信用金庫法及び金融再生法に基づく債権の状況</b>	
		信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び 金融再生法開示債権の保全・引当状況	7
		<b>業界申し合わせ事項</b>	
		総代会に関する情報開示	67~68

※記載計数で「-」は、該当計数がないことを表示しています。  
※記載計数で「0」は、該当計数があるものの、単位未満であることを表示しています。  
※記載計数は原則として、単位未満を切り捨てて表示しています。